最終更新日：2020年4月14日
DMG森精機株式会社
取締役社長　森　雅彦
問合せ先：03-6758-5900（代表）
証券コード：6141
https://www.dmgmori.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主や投資家の皆様をはじめとしてお取引先、従業員、地域社会の皆様等社会全体に対する経営の透明性を高め、公正かつ効率的な企業運営を行うために、コーポレート・ガバナンスの充実、経営監視機能の強化を最も重要な課題として取り組んでおります。
今後とも長期安定的な企業価値の向上を図り、より高い企業倫理観に根ざした事業活動の推進に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則１－２．株主総会における権利行使】
補充原則１－２－４
招集通知（狭義及び参考書類）の英訳は、2016年度より実施しております。

【原則４－10．任意の仕組みの活用】
補充原則４－10－１
現在、当社は任意の指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置しておりません。
しかしながら、役員構成として取締役10名中４名を社外取締役とし、社外監査役も含めますと社外役員の構成比率が46%となる取締役会において十分に審議できる体制としております。
なお、当社の連結売上高のおよそ６割を占めるドイツDMG MORI AG社においては、当社の森雅彦代表取締役社長が議長を務める報酬委員会において取締役の報酬について審議し、Supervisory Boardにおいて決定されております。

【原則４－11．取締役会・監査役会の実効性確保】
当社の取締役には、現時点で女性はおりませんが、当社経営陣としては、既に女性の執行役員を登用しております。
なお、国際性の面では国際的な知見・経験を有する取締役が多数おり、この点では多様性は十分確保できております。
ドイツDMG MORI AG社のSupervisory Boardのメンバーについては、12名中５名が女性となっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．政策保有株式】
当社は、事業運営上の必要性や製販一体の取引関係の強化その他の理由を勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合には政策保有株式を取得し、保有しています。
上記政策保有の必要性がなくなった場合には、適宜株価や市場動向を鑑みて売却いたします。
この結果、2017年度には一部保有株式を売却いたしました。
保有株式の議決権行使に当たっては、投資先の株主共同の利益に資するものであるか、また取引先との関係強化に資するか等を総合的に勘案し、適切に行使しております。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社と当社役員個人との直接取引及び当社取締役が代表となっている他団体や他会社との取引など会社法で定める利益相反取引については、当社の取締役会規程において取締役会で審議し、承認を得なければならないことを定めております。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、2003年に従前の確定給付年金制度から確定拠出年金制度へ移行しており、企業年金の積立金の運用はなく、財政状態に与える影響はありません。確定拠出年金につきましては、社員の資産形成を支援するため、説明会や社内報を通じて必要な情報提供を実施しております。
また、海外の各子会社においては、各国の制度に従い適切な年金制度を導入・運用しております。

【原則３－１．情報開示の充実】
（1）当社ホームページにおいて、経営理念を掲載しております。
（2）当社ホームページにおいて、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を掲載しております。
（3）取締役の報酬を決定するに当たっての方針は、固定給部分よりも業績連動部分を拡大し、株主と同じ視点での経営成績の評価に連動する仕組みを採用しております。
（4）取締役の任期は１年としており、毎年、取締役会を経て株主総会議案として内定し、株主総会にて選任しております。
執行役員についても任期は１年としており、毎年、取締役会にて審議のうえ選任しております。
また、監査役の選任については、監査役会の同意のもと、取締役会を経て株主総会議案として内定し、株主総会にて選任しております。
（5）社外取締役・社外監査役候補者の選任理由につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「１．機関構成・組織運営等に係る事項　【取締役関係】及び【監査役関係】」に記載しております。
また、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者につきましても、「株主総会招集ご通知」の参考書類に個人別の経歴

を記載しております。
（6）経営陣幹部の解任につきましては、以下の基準を参考に取締役会において決定いたします。
①法令・定款に反する行為を行った場合
②健康上の理由から職務の継続が困難となった場合
③個別に設定された経営目標の達成の程度が著しく低い場合

【原則4－1．取締役会の役割・責務（1）】
補充原則4－1－1
経営陣に対する委任の考え方として、一定金額以上の投資案件や重要な人事等の当社の事業運営に多大な影響を与える議案については、取締役会において決議し、それ以外の議案については経営協議会で決議する運用をしております。委任の範囲については、取締役会規程等において明確にしております。

補充原則4－1－3
当社では、若手・中堅社員と経営陣とが10-20年後の会社の発展を考える場を外部の専門家の助けも得ながら設けており、将来の経営幹部の育成に取り組んでおります。
2019年からはカンパニー制を導入し、後継者候補の育成に取り組んでおります。
以上の日本国内での取り組みに加え、米州・欧州をはじめとする各国において候補者の育成を進めております。

【原則4－2．取締役会の役割・責務（2）】
補充原則4－2－1
当社では、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定給部分、変動部分及び長期の業績連動報酬により構成しており、従業員の平均賃金との関連性を念頭に経営環境の変化及び業績に応じて適切に支給しております。長期業績連動報酬としては、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

【原則4－3．取締役会の役割・責務（3）】
補充原則4－3－2及び4－3－3
経営陣幹部の選解任については、【原則3－1．情報開示の充実】（6）に記載しております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を採用しております。

【原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4－11－1
当社では、現在10名の取締役が就任しており、迅速な意思決定をしていくのに適切な規模であると考えております。その内訳は、各事業の経営や課題に精通した方々であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力やグローバルな視点など、バランスの取れた構成としております。

補充原則4－11－2
取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ウェブサイトに掲載の「定時株主総会　招集ご通知」に記載しておりますので、以下のURLをご参照ください。
https://www.dmgmori.co.jp/corporate/ir/stock/shareholders _ meeting.html

補充原則4－11－3
取締役会の有効性・適正性については、取締役会での審議を通じ分析・評価を行っており、当社の取締役会は建設的かつ活発な議論を通じて適切な意思決定を行い、中長期的な企業価値向上に実効的な役割を果たしています。2017年3月の株主総会以降は社外取締役が2名から4名に増加したことに伴い、今後更に実効性が高まるものと考えております。

【原則4－14．取締役・監査役のトレーニング】
補充原則4－14－2
取締役・監査役へのトレーニングは適時・適切に実施しておりますが、それ以上に、それぞれが持つ各分野での優れた知識・知見を相互に提供し合うことで実地でのトレーニングを実践することとしております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を合理的な範囲で実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,708,500	5.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,076,800	4.88
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	4,830,300	3.88
森　雅彦	3,591,485	2.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （森記念製造技術研究財団口）	3,500,000	2.81
DMG森精機従業員持株会	3,225,600	2.59

THE BANK OF NEW YORK 133972 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	3,026,250	2.43
野村信託銀行株式会社(投信口)	2,690,300	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,536,200	2.03
CDSIDAC-MERIAN GLOBAL INVESTORS SERIES PLC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	2,339,300	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」により野村信託銀行株式会社(DMG森精機従業員持株会専用信託口)が所有する当社株式(1,825,400株)は含んでおりません。

1.2019年12月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友信託銀行及びその他の共同保有者2社が2019年12月13日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(1) 氏名又は名称 :三井住友信託銀行株式会社
住所 :東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
保有株券等の数:3,700千株
株券等保有割合:2.94%

(2) 氏名又は名称 :三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
住所 :東京都港区芝3丁目33番1号
保有株券等の数:7,074千株
株券等保有割合:5.62%

(3) 氏名又は名称 :日興アセットマネジメント株式会社
住所 :東京都港区赤坂9丁目7番1号
保有株券等の数:1,480千株
株券等保有割合:1.18%

2.2019年11月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその他の共同保有者1社が2019年10月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(1) 氏名又は名称 :ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー
住所 :カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド
保有株券等の数:5,841千株
株券等保有割合:4.64%

(2) 氏名又は名称 :ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド
住所 :カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド
保有株券等の数:5,433千株
株券等保有割合:4.32%

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)上場の株式会社太陽工機の議決権を50.4％（2,988千株）保有し、連結子会社としております。人事面では、当社の代表取締役が同社の非常勤取締役を兼任しており、従来より、自主独立経営を維持しつつ、定期的な報告会を開催し一体的な経営を行うことでグループでの企業価値向上に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青山　藤詞郎	学者											
野村　剛	他の会社の出身者								△			
中嶋　誠	他の会社の出身者								△			
御立　尚資	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青山　藤詞郎	○	―――	学校法人慶應義塾常任理事であり、またこれまで慶應義塾大学理工学部教授や同学部長を歴任されており、機械工学・生産工学をはじめとする分野について幅広く卓越した知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。

野村　剛	○	野村氏は、パナソニック株式会社の常務取締役を務めておられ、平成27年6月に退任されました。パナソニック株式会社は当社の取引先ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。	パナソニック株式会社の常務取締役を務めた経歴を有し、長年の経営経験と生産技術・品質・環境分野で培われた業務経験と幅広く高度な見識に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。
中嶋　誠	○	中嶋氏は、平成28年6月まで住友電気工業株式会社専務取締役を務めておられました。住友電気工業株式会社は当社の取引先ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。	特許庁長官や住友電気工業株式会社の代表取締役等を歴任され、また弁護士資格をお持ちであることから、豊富な経営経験に加え法曹としての見識を活かし社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。
御立　尚資	○	御立氏は、平成29年9月まで株式会社ボストン・コンサルティング・グループSenior Partner & Managing Directorを務めておられました。株式会社ボストン・コンサルティング・グループは当社の取引先ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。	株式会社ボストン・コンサルティング・グループにおける長年の経営コンサルタントまた経営者としての豊富な経験・専門知識をお持ちであることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室との連携状況につきましては、監査役は内部監査室より、内部統制の状況について定期的に報告を受けております。
監査役及び内部監査室と会計監査人との連携状況につきましては、四半期毎の定期的な打合せに加え、必要に応じて随時打合せを実施し、積極的に意見・情報交換を行うことにより、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土屋　総二郎	他の会社の出身者										△			
川村　嘉則	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋　総二郎	○	土屋氏は、平成25年6月まで株式会社デンソー取締役副社長を務めておられました。株式会社デンソーは当社の取引先ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。	株式会社デンソーの取締役副社長等を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられ、これらを当社の監査に反映していただけるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。
川村　嘉則	○	川村氏は、株式会社三井住友銀行の取締役を務めておられました。株式会社三井住友銀行は当社の主要取引銀行ではありますが、川村氏は平成23年4月に同行役員を退任され、同行との関係がなくなっているため、独立性に影響を及ぼすところはありません。	株式会社三井住友銀行の取締役兼副頭取をはじめとする長年の金融機関経営に携わった業務経験、当社製品の主要な需要地の一つである米国での豊富なビジネス経験と見識を当社の監査体制に活かし、意思決定の妥当性・適正性を確保する意見及び企業経営の観点から監査に関する意見を期待できるものと判断しています。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し同氏を独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

○業績連動報酬制度の導入
社外取締役を除く取締役の報酬は、固定給部分、変動部分及び長期の業績連動報酬により構成しており、従業員の平均賃金との関連性を念頭に経営環境の変化及び業績に応じて適切に支給しております。固定報酬である基本報酬は、各取締役の役位及び責任の大きさ等に応じて決定しております。業績連動報酬のうち、単年度の業績に連動する賞与は、最大で年次の基本報酬の1.5倍となるように設定され、連結業績指標と個人業績評価の組み合わせで決定しております。但し、取締役社長に関しては、連結業績指標のみとしています。

○ストックオプション制度の導入
2016年９月にストックオプションを付与しております。

○譲渡制限付株式報酬制度の導入
2018年３月22日開催の第70回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（年額300百万円以内）を導入することが決議されました。

ストックオプションの付与対象者	従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

2016年９月に付与したストックオプションについては、権利行使期間が2018年９月14日から2021年９月13日です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2019年度における取締役及び監査役の報酬等の額は、下記のとおりであります。

森 雅彦	370百万円	
クリスチャン トーネス	505百万円	(DMG MORI AGから支払)
玉井 宏明	177百万円	
小林 弘武	181百万円	
藤嶋 誠	77百万円	
ジェームスヌド	85百万円	(DMG MORI USA, INC.から支払)
他取締役3名	80百万円	
社外取締役4名	96百万円	
監査役2名	38百万円	
社外監査役3名	31百万円	

(1) 2019年3月22日開催の第71回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を「総額を年額2,000百万円以内 (うち、社外取締役分200百万円以内)」と決議いただいております。
(2) 2007年6月28日開催の第59回定時株主総会において、監査役の報酬等の額を「総額を年額100百万円以内」と決議いただいております。
(3) 取締役 (社外取締役を除く) に対して、当社の当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様 との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、当社の企業価値の持続的な向上に資する人材をグローバル規模で獲得し、リテインできるよう、短期・長期の会社業績との高い連動性、各国市場での公開企業に求められる報酬に関する透明性及び競争力のある水準を確保する事を方針としております。
取締役の報酬は、多様な国籍を有する取締役の報酬を柔軟にかつ競争力を持った形で設定できるよう、日本及びドイツを中心とした市場で求められる基準を前提に、固定報酬と変動報酬で構成しています。このうち変動報酬は、単年度の業績に応じた短期業績連動報酬としての「賞与」と複数年度の業績を反映する長期業績連動報酬としての「株式報酬」で構成しています。
ただし、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役については、固定報酬である基本報酬のみとしております。
ドイツ証券市場の上場会社であるAG社を連結決算対象企業とし、日本国籍以外の取締役を選任する当社の事業環境から、報酬額の設定については、東証一部上場企業だけでなく、ドイツMDAX (ドイツ中型株式指数) 構成会社も参考にしております。
取締役報酬は、社外取締役4名及び社外監査役2名を含む取締役会において、その方針及び構成について報告したうえで、AG社の監査役会議長であり、同社における報酬委員会の審議の過程と報酬総額決定方法に関して熟知している取締役社長にその個別の額の決定を一任のうえ、賞与の確定時も含め、各取締役の金額決定方法及びその金額を取締役会で報告しております。
取締役報酬のうち、固定報酬である基本報酬は、各取締役の役位及び責任の大きさ等に応じて決定しております。業績連動報酬のうち、単年度の業績に連動する賞与は、最大で年次の基本報酬の1.5倍となるように設定され、連結業績指標と個人業績評価の組み合わせで決定しております。但し、取締役社長に関しては、連結業績指標のみとしています。株式報酬については、譲渡制限付株式報酬を不定期に付与しており、都度取締役会において決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役には取締役会開催の数日前に資料を送付し、必要に応じて事務局スタッフ等が直接内容説明を行う等のサポートをしております。
監査役室に専任の職員を1名以上置いて、社外監査役の活動をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しております。
取締役会は2020年3月24日現在、10名の取締役、うち4名が社外取締役、また、監査役会は3名の監査役、うち2名が社外監査役で構成されております。これにより取締役中の社外取締役の構成比率は40%、社外監査役も含めた当社役員中の社外役員の構成比率は46%であり、経営の客観性と透明性を高めております。
経営上の重要な案件は定期及び臨時に開催する取締役会に付議され、取締役が各々の判断で活発に意見を述べ十分に審議が尽くされたうえで意思決定する仕組みとなっており、また、取締役の任期を1年にすることで、取締役の使命と責任をより明確にする体制としております。2006年には取締役社長を議長とする経営協議会、2009年には執行役員会を設置し、意思決定の迅速化並びに経営の健全性の向上を図っております。さらに、取締役、執行役員及び部長等を構成員とする各部門会議を毎月開催し、重要経営方針、基本戦略の共有徹底と進捗管理を行い、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化しております。
近年、大量破壊兵器の不拡散や通常兵器の過度の蓄積防止に対する国際的な関心が一段と高まっております。当社グループにおきましては、取締役社長を委員長とする輸出管理委員会を設置し、輸出関連法規の遵守に関する内部規程 (コンプライアンス・プログラム) の制定、内容変更の検討並びに製品の輸出の可否等について厳正な審議を都度行っております。
2005年には、内部統制システム構築の一環として、管理本部長を委員長とした開示情報の決定に関する諮問機関である開示情報統制委員会を設置し、さらなる経営の透明性、健全性の向上を目指しております。
監査役は、監査方針に従って取締役会、執行役員会、各部門会議その他重要な会議に出席し意見を述べ、また、重要な決議書類等の閲覧を行い、さらには、本社各部門及び各事業所、テクニカルセンタ、関連子会社に対し厳正な監査を実施しております。
このようにして、少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、コンプライアンス体制の確立等経営改革を行い、経営の公正性及び透明性を高め効率的な企業統治体制を確立しております。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役及び社外監査役については、当社との人的・取引関係その他の利害関係はなく、高い独立性を保持しております。

社外取締役を4名体制とすることで、経営に対する監視・監督機能を強化しております。

各社外監査役は常勤監査役と連携して、監査役会にて監査方針、監査計画、監査方法、業務分担を審議、決定し、これに基づき年間を通して監査を実施しております。また、経営トップ並びに各取締役と定期的な意見交換を実施するとともに、適宜、工場、グループ会社等の現場往査を行っております。会計監査人との間では定期的に会合を開催することで情報共有を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2019年度株主総会は2020年３月24日に開催いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（狭義及び参考書類）の英訳版を作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	私たちは、株主・投資家を始めとするステークホルダーの皆様が当社へのご理解を深めていただけるよう、迅速かつ正確で公平な情報開示に努めます。 また、IR活動をはじめとするコミュニケーション活動を展開し、当社への理解と信頼を得られるよう努めます。 詳細については、当社ウェブサイトの「ディスクロージャーポリシー」に記載しておりますので、以下のURLをご参照ください。 https://www.dmgmori.co.jp/corporate/ir/managerial_policy/corporategovernance/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年４回、動画配信方式の説明会を実施。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年４回、動画配信方式の説明会を実施。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州（年２回）、米州（年２回）、アジア（年１回）でそれぞれ実施。	なし
IR資料のホームページ掲載	以下のIR資料は、当社ウェブサイト（https://www.dmgmori.co.jp/corporate/ir/）に掲載しています。 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、または四半期報告書、アニュアルレポート、会社説明会資料、株主総会の招集通知、株主通信など株主向け情報を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する専任部署として、経理財務本部にIR部を設置しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、責任ある企業市民として地域、社会に貢献することを「経営理念」において規定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動については、製品そのものの電力消費量を削減することにより地球環境保護に努めてきました。それに加えて梱包・物流改革を行うことにより、更なる木材使用量やCO2の削減に取り組んでいます。 CSR活動については、工作機械産業の発展及び地球環境保全に貢献する事を目的として、研究開発支援及び人材育成支援に加え、地域の文化的な環境構築に関連する事業の支援を行っています。これらのCSR活動を推進することを目的として、一般財団法人森記念製造技術研究財団を2016年３月に設立しております。 詳細な活動については、当社ウェブサイトに掲載の「CSR（企業の社会的責任）」に記載しておりますので、以下のURLをご参照ください。 https://www.dmgmori.co.jp/corporate/company/csr/

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「2．IRに関する活動状況」に記載したIR関係の情報提供に加えて、株主の皆様対象の見学会、顧客に対するニュースレターの配信や、商社・販売店対象の説明会と、仕入先対象の説明会をそれぞれ実施しています。また、2012年1月には社会や企業を支える「つながり」を基本コンセプトとした広報誌「つながり」を創刊し、情報を発信しています。なお、従業員に対しては社長もしくは取締役による経営方針及び業績の説明会を定期的に開催しております。
その他	当社では、多様な働き方により生産性の向上を目指しています。 コアタイム制とシフト制を導入することで、より効率的な働き方の推進、残業削減を目指しています。また、部署ごとに繁忙期や行事を考慮した年間の出勤カレンダーの作成、一日の労働時間のあり方の見直しを行っています。オンとオフのしっかりとした切り替えが仕事の活力につながっています。さらに、DMG MORIで働く約13,000人の社員には、世界中どこでも、自国内ならばどこでも、地域を限定、という3つの活躍の仕方があり、各自の能力と専門性に応じて働き方を選ぶことができます。また、2017年以降は全社を挙げて働き方改革への取り組みをより一層強化しております。DMG MORIグループ内にある、ドイツをはじめとしたヨーロッパ社員の働き方をベンチマークし、残業ゼロに向けた意識改革、在宅勤務の拡充、社内託児所の設置、コアタイム制の導入などでワークライフバランス作りを進め、生産性及び効率性の向上に積極的に取り組んでいきます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において以下のとおり「内部統制基本方針」を決議し、実施しております。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、社員ハンドブック、輸出管理プログラム、環境・労働安全衛生・品質マネジメントシステム等の各種行動規範・規程・ルールにより、取締役、執行役員及び役職員の具体的行動に至る判断基準を明示しております。

取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、同会がこれら行動規範の整備、コンプライアンスの推進、役職員への教育、横断的な統括等において、実行機能しうる体制としております。

反社会団体による組織暴力に対しては、組織として毅然とした対応をし、反社会的勢力を排除することを基本方針として取り組んでおります。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営協議会議事録、執行役員会議事録、各部門会議議事録、及び電子稟議書システムを通じた日常の意思決定・業務執行の情報等を管理・保存しており、また、取締役及び監査役はこれら情報を文書又は電磁的媒体で常時閲覧できる体制にあります。

「取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する規程」を整備し、職務執行に係る情報の保存及び管理の体制をより明確にしております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、マネジメントシステムによる環境・労働安全衛生・品質のリスク管理、財務報告の信頼性に係るリスク管理、輸出管理プログラムによるリスク管理、電子稟議書システムによる日常業務上でのリスク管理等を実践しております。

取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、取締役社長が統括責任取締役及びカテゴリー毎に責任取締役を任命し、同会がグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理していける体制づくりに取り組んでおります。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。また、取締役を補佐し、より迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入しております。

⑴ 電子稟議書システムを用いた迅速な意思決定

⑵ 取締役会、経営協議会、執行役員会及び各部門会議における取締役、執行役員及び幹部職員の執行状況報告と監査役による職務執行監視

⑶ 取締役会、経営協議会、執行役員会及び各部門会議による事業計画の策定、事業計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期毎業績管理の実施

⑷ 取締役会、経営協議会、執行役員会及び各部門会議による月次業績のレビューと改善策の実施

5．当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社においても、その性質及び規模に応じて当社と同様の経営システムを適用し、又は準拠することで、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

そのうえで当社は、電子稟議書・週報システムの連結ベース運用、連結ベースでの各種定例会議、取締役社長並びに担当取締役の定期・不定期訪問、子会社定期内部監査等を通じて子会社・関連会社の業務を把握し、その適正を確保することに努めております。

具体的には、当社取締役の1名以上が子会社の取締役又は監査役を兼任することで、子会社の取締役会及びその他の重要会議に出席し、子会社の取締役及び業務を執行する社員からの職務の執行に係る事項の報告を把握できる体制としています。

また、当社の内部監査部門が子会社の性質や規模に応じた合理的な内容で、子会社のリスク管理の状況について監査を実施するとともに、子会社からの報告については、報告内容及び子会社の規模に応じて、監査役による子会社監査時及び子会社監査役等との監査情報連絡会等で情報を共有できる体制を構築しております。

上記報告体制・監査体制を前提に、当社社長直轄部門、管理本部、人事本部及び経理財務本部をグループ全体の内部統制に関する担当部門として、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を進めております。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現状監査役を補助する専任の職員を1名以上配置しております。

補助職員の人事異動、評価等は監査役の同意事項とし、また、監査の実効性を高め、独立性を確保するための体制について、監査役と定期的な意見交換を実施しております。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役が、取締役会、経営協議会、執行役員会、各部門会議等の定例重要会議に出席し決議事項及び報告事項を聴取し、必要に応じ取締役、執行役員又は役職員等に報告を求めております。

取締役、執行役員及び役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役会又は監査役に当該事実を報告することとし、「監査役監査の実効性確保に関する規程」を整備しその詳細を明示しております。また、監査役会又は監査役は、取締役、執行役員又は役職員等に対し報告を求めることができるものとしております。

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理するものとします。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会又は監査役が、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期、臨時的に意見交換を実践しております。

今後ともこのような体制を維持し継続してまいります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会団体による組織暴力に対しては、組織として毅然とした対応をします。

1．反社会的勢力を排除する基本方針を明確に打ち出す。
2．反社会勢力の威嚇には、警察等と連携して対応する。
3．業界団体や地域企業と連携し、反社会的勢力の排除に取り組む。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

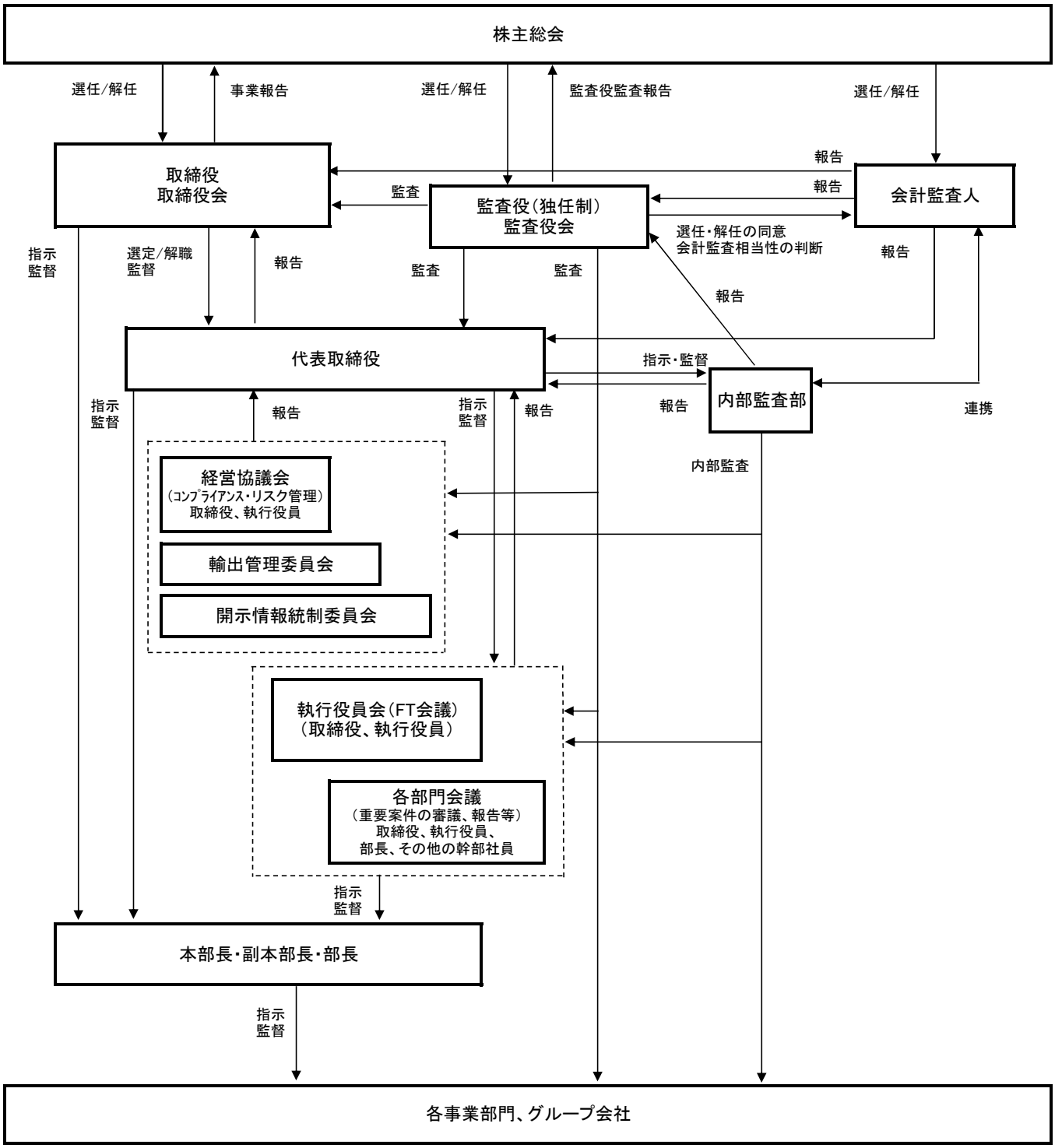
【適時開示体制の概要】
当社は、顧客・従業員・株主をはじめとする利害関係者（ステークホルダー）への情報提供を適時適切に行うことが重要な経営課題の一つであると考え、積極的な企業情報の開示に取り組んでいます。

【関連部署の役割】
1．社長直轄部門・経理財務本部・管理本部
適時開示に関連する情報を社長直轄部門・経理財務本部・管理本部が一元的に収集し、開示資料を作成する体制を整備しています。
また、その他にも、証券取引所への届出、プレスリリースの実施、ホームページの更新などの開示関連業務や、適時開示及びインサイダー取引規制に関する全社的な教育を行っています。

2．開示情報統制委員会
社長直轄部門・経理財務本部・管理本部にて収集された情報及び作成された開示情報は、取締役、監査役、適時開示担当の経理担当者、IR担当者などが出席する開示情報統制委員会により、開示の要否が判断されます。なお、基本的に適時開示の実施は取締役会の判断によっておりますが、発生事実による適時開示に関しては、開示情報統制委員会での判断による情報開示の後、取締役会へ事後報告する場合があります。

3．監査役会・内部監査室
独立的な立場からの監査役監査及び内部監査により、適時開示に係る社内体制についてモニタリングを実施しています。

【模式図】


株主総会
選任/解任
事業報告
選任/解任
監査役監査報告
選任/解任
取締役
取締役会
報告
監査
監査役(独任制)
監査役会
報告
会計監査人
選任・解任の同意
会計監査相当性の判断
報告
指示
監督
選定/解職
監督
報告
監査
監査
報告
代表取締役
指示・監督
内部監査部
指示
監督
報告
指示
監督
報告
報告
連携
内部監査
経営協議会
(コンプライアンス・リスク管理)
取締役、執行役員
輸出管理委員会
開示情報統制委員会
執行役員会(FT会議)
(取締役、執行役員)
各部門会議
(重要案件の審議、報告等)
取締役、執行役員、
部長、その他の幹部社員
指示
監督
本部長・副本部長・部長
指示
監督
各事業部門、グループ会社

プロセス	企業情報の開示に係る社内体制及び業務フロー
公表 分析・判断 モニタリング 情報収集 教育	